（国税調査官）
第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万六千九百十一人以内を置く。
2　［略］
（国税徴収官）
第五百六十八条　各税務署を通じて国税徴収官六十七人以内を置く。
2　［略］
（国税調査官）
第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十四人以内を置く。
2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○財務省令第十号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則及び財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則及び財政融資資金出納及び計算整理規則の一部を改正する省令

（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正）

第一条　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法令の規定による地方公共団体への債務の承継） **第十一条の二** ［1～2　略］ 3　新地方公共団体又は旧法人等は、前項の規定により借用証書等提出請求書の送付を受けたときは、当該借用証書等提出請求書に指定された財務大臣が別に定める書式による財政融資資金地方長期資金等借用証書若しくは財政融資資金地方短期資金借用証書（第十二条の二、第三十九条及び第四十条において「地方資金借用証書」という。）又は追証書を財務大臣に提出するものとする。 （地方資金の種類） **第十五条**　［略］ 2　地方長期資金とは、長期運用予定額に係る地方資金をいう。 3　地方特別資金とは、運用の期間が年度を超え、かつ、5年未満である地方資金をいう。 4　［略］	（法令の規定による地方公共団体への債務の承継） **第十一条の二** ［1～2　同上］ 3　新地方公共団体又は旧法人等は、前項の規定により借用証書等提出請求書の送付を受けたときは、当該借用証書等提出請求書に指定された財務大臣が別に定める書式による財政融資資金普通地方長期資金等借用証書若しくは財政融資資金地方短期資金借用証書（第十二条の二、第三十九条及び第四十条において「地方資金借用証書」という。）又は追証書を財務大臣に提出するものとする。 （地方資金の種類） **第十五条**　［同上］ 2　地方長期資金とは、長期運用予定額に係る地方資金（以下「普通地方長期資金」という。）及び普通地方長期資金の貸付けが行われるまでのつなぎとして貸付けられる地方資金（以下「起債前貸」という。）をいう。 3　地方特別資金とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第二項及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づく地方債並びに公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源として起こされる地方債（その償還の財源が財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十五条第一項又は第二項の債務の履行により確保されるものに限る。）に係る地方資金（以下「普通地方特別資金」という。）並びに普通地方特別資金の貸付けが行われるまでのつなぎとして貸付けられる地方資金（以下「特別起債前貸」という。）をいう。 4　［同上］

（国税調査官）
第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万六千九百十四人以内を置く。
2　［同上］
（国税徴収官）
第五百六十八条　各税務署を通じて国税徴収官六十六人以内を置く。
2　［同上］
（国税調査官）
第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十三人以内を置く。
2　［同上］